

お知らせ & ごあんない



冬季の運転は冬用タイヤへの交換 やチェーンの携行をしましょう

冬場の道路は、積雪や路面温度の低下による路面凍結が起こる箇所があります。特に山間部の積雪・凍結や橋梁部の凍結には注意が必要です。道路情報の入手で安全な通行を心がけましょう。

■道路情報等の入手先へ道路情報提供システムへ
<http://www.skr.mlit.go.jp/info/regulate/kyk/its/>

※HP左側の「情報別一覧表示」から「本日の規制情報」等を検索していただけます。

＜愛媛県道路情報＞

<http://road.pref.ehime.jp/index.html>

※「愛媛県通行規制情報」からご覧いただけます。

■電話による問い合わせ先

《愛媛県内の道路情報について》

日本道路交通情報センター

050-3369-6638

《愛媛県内の国管理の国道》

・国道11号、33号、56号（中予地方）、192号、196号

国土交通省 松山河川国道事務所

089-972-0034

・国道56号（南予地方）

国土交通省大洲河川国道事務所

0893-24-5185

《愛媛県内の国管理以外の国道及び県道について》

愛媛県 土木部 道路維持課

089-912-2720

089-912-2720

愛媛県東予地方局今治土木事務所

0898-31-7736

《四国内の高速道路について》

NEXCO西日本お客さまセンター

0120-924-863

《瀬戸内しまなみ海道について》

本州四国連絡高速道路(株)しまなみ今治管理センター

0898-23-7250

一斉滞納整理強化月間

地方税の公平・公正を確保し、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、12月を「一斉滞納整理強化月間」とし、上島町・愛媛県・愛媛地方税滞納整理機構が一丸となって、滞納整理の強化に取り組みます。

上島町でも催告書の送付や電話催告等、滞納者に納税指導を行います。また、給与の照会や貯金の照会を行い、差押をすることもあります。

納付忘れの税金がある場合はお早めに納めてください。納期を過ぎると督促料及び延滞金が発生します。

なお、納税についてご相談がある場合は、上島町各総合支所住民課にてお問合せください。

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。
・対象者は旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦

12月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(木)	中	2:37	280	15:40	324	8:58	60	21:58	124
2(金)	小	3:38	262	16:34	303	9:51	91	22:59	127
3(土)	小	4:53	250	17:33	287	10:55	119	—	—
4(日)	小	6:16	249	18:32	276	0:07	124	12:10	139
5(月)	長	7:34	258	19:27	271	1:13	113	13:31	149
6(火)	若	8:36	273	20:14	269	2:08	99	14:39	150
7(水)	中	9:26	290	20:55	271	2:54	83	15:32	147
8(木)	中	10:07	307	21:32	274	3:32	67	16:15	142
9(金)	中	10:42	321	22:07	280	4:06	52	16:52	137
10(土)	大	11:16	334	22:41	286	4:39	38	17:25	131
11(日)	大	11:49	344	23:16	292	5:11	26	17:58	124
12(月)	大	12:23	351	23:54	296	5:45	18	18:32	118
13(火)	大	—	—	12:58	354	6:21	15	19:07	112
14(水)	中	0:34	299	13:36	352	6:59	17	19:46	106
15(木)	中	1:18	297	14:17	345	7:41	26	20:29	102
16(金)	中	2:08	293	15:01	334	8:27	42	21:17	98
17(土)	小	3:05	286	15:51	321	9:20	63	22:11	93
18(日)	小	4:13	281	16:48	308	10:20	86	23:13	85
19(月)	小	5:32	281	17:50	298	11:32	107	—	—
20(火)	長	6:52	292	18:54	293	0:20	73	12:53	119
21(水)	若	8:05	311	19:56	295	1:28	54	14:12	120
22(木)	中	9:09	334	20:53	300	2:30	32	15:20	113
23(金)	中	10:05	355	21:46	308	3:26	10	16:17	103
24(土)	中	10:55	371	22:35	314	4:17	—8	17:07	94
25(日)	大	11:41	379	23:21	317	5:04	—19	17:52	87
26(月)	大	—	—	12:24	380	5:49	—21	18:35	83
27(火)	大	0:06	317	13:05	373	6:32	—15	19:17	82
28(水)	大	0:50	311	13:45	359	7:13	1	19:57	85
29(木)	中	1:34	300	14:24	341	7:54	24	20:38	90
30(金)	中	2:20	286	15:03	320	8:35	53	21:21	96
31(土)	小	3:10	269	15:43	298	9:17	84	22:07	102

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。（特別設置法施行日（平成22年6月16日）以降に亡くなられた方の相続人は請求できませんが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっております。）
・請求受付期間は、平成24年3月31日です。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。
・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。
※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求は出来ません。
■問い合わせ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付金認定担当
TEL 0570-0591204（ナビダイヤル）
（IP電話、PHSからは03-5860-2748）
■受付時間 平日9時～18時（土曜、日曜、祝日はご利用いただけません）

ベルマークで 「東日本大震災」被災校の支援を！

ベルマーク教育助成財団では、東日本大震災で被災した学校や子供たちを、長期的かつ継続的に支援するため、ベルマークを収集し、ベルマーク運動参加校の設備品・教材の購入費に充てています。

上島町では、この取り組みを支援するため、次の場所にベルマーク収集箱を設置しています。

町民の皆様の積極的なご協力をお願いいたします。

※詳しくはベルマーク教育助成財団ホームページをご覧ください。

「人権問題に関する12時間電話相談」開設

- 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、プライバシーの侵害等、家庭及び近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談
(予約不要・無料・秘密厳守)
- 日 時 平成23年12月5日(月)
午前9時～午後9時
- 電話番号 フリーダイヤル 0120-459-737
(携帯電話からの相談も可能)
- 相談担当者 人権擁護委員及び法務局職員
- 主 催 松山地方法務局 愛媛県人権擁護委員会連合会

新居浜高等技術専門校入校生募集

普通課程後期試験

■訓練期間

○メカトロニクス科《定員》10名

《訓練期間》平成24年4月～平成26年3月(2年間)

○自動車整備科 《定員》15名

《訓練期間》平成24年4月～平成26年3月(2年間)

○溶接エンジニア科《定員》30名

《訓練期間》平成24年4月～平成25年3月(1年間)

■願書提出先および受付期間 ○願書提出先 卒業見込みの方は当校へ、過年度卒業の方はハローワークへ

○受付期間 平成23年12月1日(木)～平成24年2月3日(金) 当校へは郵送可(必着)

■入校選考日 平成24年2月10日(金)

■入校資格 高等学校卒業(見込みを含む) 以上の方

■選考方法 筆記試験(国語、数学各50分)、面接試験、書類審査 ※後期試験では、推薦試験はありません。

■お問い合わせ先 愛媛県立新居浜高等技術専門校

〒792-0060 新居浜市大生院1233-12

TEL(0897)4314123 FAX(0897)4119880

担当 正岡、石井

厚生労働省からのお知らせ

愛媛県の最低賃金が647円に改定されました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp>

最低賃金に関する特設サイトアドレス <http://www.sateichingin.info/>

最低賃金に関するお問合せは愛媛労働局または最寄りの労働基準監督署へ

年末年始のごみの収集について

年末年始のごみの収集は次のとおり行います。ルールを守って、正しく分別し、決められた場所に決められた時間までに出してください。

地 区	年末最後の収集日	年始最初の収集日
生名・岩城・魚島地区	12月30日(金)	1月4日(水)
弓削地区	12月31日(土)	

(休業日：1月1日～1月3日)

※年末最後、年始最初に収集を行うのは、収集日が対象となる地区のみです。

※休業日には「ごみステーション」へごみを出さないでください。

※粗大ごみ・一時多量ごみの直接搬入の受付は、(魚島地区を除く)

【年末】12月30日(金) 16時50分まで

【年始】1月4日(水) 13時30分から

※魚島地区の直接搬入の受付は、7時～10時となります。お間違えのないよう、ご注意ください。